

第5章

生涯健やかな体と心を培う人権尊重を基調とした
教育文化都市をめざして（教育・文化分野）

第1節 人権尊重教育の推進

課題と基本方針

全ての人間は平等であり、その尊厳を互いに尊重し合うことにより、社会全体が幸福を得ることができます。男女平等の精神のかん養や様々な障がい者の社会参加が進んでいる中、社会性・道徳性を育む教育の推進が求められています。

これまでも人権尊重に関する様々な取組を進めていますが、より一層、全ての市民が個人の価値を尊び、本当のことや正しいことを愛する心を育てるため、学校教育、社会教育活動全体を通して人権尊重教育を進めます。

施策の方向

1 人権尊重の推進

① 人権尊重教育の推進

人権尊重教育推進委員会の研修・研究機能を充実させ、全ての学校や地域社会全体において、個人の権利と義務に基づく人権尊重教育を推進します。



人権擁護委員による学校での人権教育

② 教職員の人権尊重意識の向上

人権意識の理解・啓発を進めるとともに、人権課題に関する様々な研修会への参加を促し、教職員の人権尊重意識の向上を図ります。

③ いじめの防止対策の充実【主な施策】

各学校にいじめ問題担当者を配置し、実態把握に努めるとともに、個々の事例に応じて保護者や関係団体と連携し、いじめ防止対策の充実を図ります。

2 男女平等の推進

① 男女共同参画プランの推進

男性も女性も性別にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を十分発揮することにより、多様な生き方を自由に選択し、豊かさを享受できるような社会の実現をめざし、男女共同参画プラン〔*1〕を推進します。

② 男女平等教育の推進

男女共同参画社会〔*2〕の形成を図るため、男女平等教育を推進します。

③ 男女平等に基づいた社会教育活動等の推進

男女平等意識を啓発するための事業を実施するとともに、男女平等に基づいた社会教育活動等を展開します。

用語解説

*1

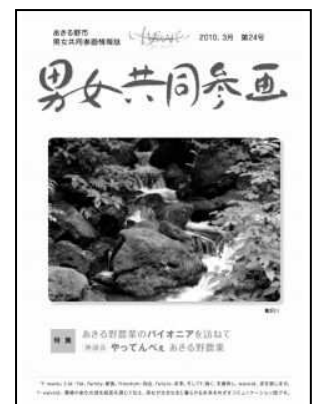
男女共同参画プラン

男女が性別に関わらず、一人一人の個性に応じて能力を発揮できる社会の実現を目指して、実効性ある施策を示した計画。

*2

男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うべき社会。



あきる野市男女共同参画情報
『f・wave(エフ・ウェイブ)』

用語解説

*1

マールボロウ市

アメリカ北東部、大西洋岸にあるマサチューセッツ州の州都ボストンの西約45kmにある都市。四季のある気候であるが、冬季には零下の日が続くこともある。米国の学術・文化の中心であり、かつては靴の製造やりんごの生産が主要産業であったが、現在は世界有数のコンピュータ、ハイテク関連企業が研究施設や工場を構えている。

〔参考：国際姉妹都市提携の経緯〕

国際化の進展に伴い、豊かな国際感覚を育むため、平成5年(1993年)から国際姉妹都市提携の検討を始めたが、その選定に当たり、市民から産業の視点での検討について意見があった。当時、市が企業誘致を進めていた工業用地に、米国に本社を持つ企業が進出することになり、その企業の本社がマサチューセッツ州にあったことから、姉妹都市の候補としてマールボロウ市を紹介された。

市では、友好訪問団を現地に派遣し、交流の可能性について会談を行い、同年10月17日には、姉妹都市提携に向け、各種交流事業を進めていく旨の合意書を交わした。これにより、翌平成6年(1994年)から中学生を派遣する事業を開始した。

中学生のホームステイ事業や市民レベルでの各種交流を進め、平成10年(1998年)11月3日には、マールボロウ市長を始めとする友好訪問団(中学生派遣団も同行)が来日し、その歓迎会で正式に姉妹都市提携の共同宣言を行った。



マールボロウ市庁舎

第2節 生涯学習社会の振興

課題と基本方針

市民の学習・交流の場づくりを始め、学習機会を提供するための各種講座等を実施しています。市民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に活かすことのできる生涯学習社会の更なる振興を図る必要があります。

このため、市内で高等教育や専門教育を受けることのできる機会の提供とともに、市民との協働によるまちづくり、地域づくりにつながる生涯学習を推進します。

国際化の推進については、平成10年に、マールボロウ市^[*1](アメリカ合衆国マサチューセッツ州)と国際姉妹都市関係を結び、中学生や市民レベルでの国際交流が活発化しています。

また、外国人登録者数も平成22年4月現在で、653人となっており、国際社会に対応した人づくり、仕組みづくりに取り組む必要があります。今後、更に国際姉妹都市交流や国際理解教育を進め、国際化に対応できる行政体制の充実と豊かな国際感覚を育むための取組を推進します。

施策の方向

1 国際化の推進

① 国際化推進体制の充実【主な施策】

国際化の推進を図るため、市民による国際化推進団体等との連携・協力を進めるとともに、行政内部の国際化推進体制の充実を図ります。

② 外国人にも暮らしやすいまちづくりの推進

外国語による生活情報の提供、外国人相談窓口の設置、ローマ字による道路標識等の設置、日本語講座の支援・充実、災害時の円滑な誘導、処置等を行う通訳ボランティアの登録など、外国人にも暮らしやすいまちづくりを推進します。

③ 国際交流活動団体との連携強化と運営の支援

国際交流や国際協力を推進するため、市民や国際交流活動団体との連携を強化するとともに、団体の運営を支援します。

④ 国際姉妹都市マールボロウ市との交流推進

国際姉妹都市であるマールボロウ市との一層の友好を深めるため、市民との協働による取組を進め、青少年の交流事業を継続するとともに、一般市民の交流や商工会などと連携した経済交流など、幅広い交流を推進します。



中学生海外派遣事業
(米国マールボロウ市:ウイトコムスクール)

2 生涯学習の推進

① 生涯学習推進計画「あきる野学びプラン」の推進【主な施策】

豊かな生涯学習社会の実現をめざして、体系的な推進体制組織づくりと系統的な事業の展開を図り、生涯学習推進計画「あきる野学びプラン^{＊2}」を推進します。

② 生涯学習ボランティアの育成と活動支援【主な施策】

生涯学習の理念の一つである学習で得た知識や技能を活かして社会に還元し、自らもより自己を高め、豊かな生涯学習社会実現のために活動する生涯学習ボランティアを育成するとともに、その活動を支援します。

③ 生涯学習推進拠点施設の活用

学習活動の充実を図るため、中央公民館、あきる野ルピア、五日市地域交流センターなどの既存施設を生涯学習推進の拠点施設として活用します。

④ 多様化する学習ニーズに応じた学習機会の提供と充実

多様化する学習ニーズに応じた学習機会を提供するとともに、関連機関との連携・協力や学習ボランティア等との協働により、内容の充実を図ります。

＊2

生涯学習推進計画「あきる野学びプラン」

市民が生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、多様な学習や活動を通して、生きがいをもった暮らしができる生涯学習社会を振興するため、あきる野市民憲章の精神を生かし、生涯学習の観点からまちづくりを体系的に推進するための基本的な考え方や目標、方向性と具体的な施策を示した計画。
(平成16年3月策定)

用語解説

*1

NHK学園

広域通信制高等学校・福祉教育・生涯学習通信講座の3つの分野をもつ総合的通信教育機関。現在、あきる野ルビアにおいてオープンスクールを実施している。

⑤ 民間教育事業者との協力関係の推進

豊かな生涯学習社会の実現のため、NHK学園[*1]との連携を図るとともに、大学などの民間教育事業者との協力関係を推進します。

⑥ 情報のネットワーク化の推進

生涯学習の総合的な推進を図るため、関連機関、市民団体等と情報の共有を図り、生涯学習情報のネットワーク化を推進します。

⑦ 在宅学習の環境整備の推進

障がい者や社会人が電子メール、インターネット等の電子媒体を利用して、市民カレッジ等の講座・教室の学習内容や資料を在宅のまま入手して学習に取り組めるよう、在宅学習の環境整備を推進します。

⑧ 生涯学習成果の活用促進

市民が学習や体験から学んだものを社会に還元できる循環型生涯学習の仕組みづくりに取り組み、生涯学習の成果の活用を促進します。

第3節 青少年の健全育成の推進

用語解説

課題と基本方針

次代を担う青少年の育成に当たっては、青少年が様々な体験を通して人と人との関わりを深めながら、互いを認め合い、高め合う中で、心身の健康の増進を図ることが必要となっています。

また、青少年の健全な育成は、社会全体の責任であることを踏まえ、家庭、学校はもとより、職場、地域、民間団体等の社会を構成する全ての組織や個人が、それぞれの役割と責任を果たしつつ、相互に協力しながら取り組む必要があります。さらに、子ども・若者が社会的に自立できるような支援を行う必要があります。

児童館については、障がい児にも利用しやすく、青少年の活動の拠点的施設として地域に提供できるよう充実を図ります。

施策の方向

1 学校での健全育成

① 適応指導教室の充実

不登校児童・生徒ゼロをめざし、適応指導教室^{※2}の充実を図ります。



② 学校教育相談等の充実

教育相談所に臨床心理士を配置し、小中学校の学校教育相談や子育て相談等を行うとともに、小中学校にスクールカウンセラー^{※3}を配置するなど、学校教育相談等の充実を図ります。

※2

適応指導教室

主として登校拒否の児童や生徒に対する指導を行うため、教育委員会が学校以外の場所、又は学校の余裕教室などを利用して校内に設置する。児童や生徒の在籍校と連携しながら、個別のカウンセリング、集団での指導、教科指導等を行うもので、単に相談を行うだけの施設は含まない。

※3

スクールカウンセラー

心の問題に対応するため、学校に配置する専門家。学校において、いじめや不登校、様々な悩みの相談に応じ、助言をするなど心のケアを行う。親や教師だけでは受け止めることのできない領域を補わせるため、心理学の専門知識をもった臨床心理士などが充てられる。

用語解説



*** 参考**
あきる野市子ども読書活動推進計画

子どもが本に親しみ、豊かな言葉と考える力、優しい心を育み、学力の基礎となる読む力を培う読書活動の取組を推進するために策定する計画。これにより、乳児と保護者のふれあいを支援する「ブックスタート事業」などを行っている。(平成20年3月策定)

*** 1**
放課後子どもプラン

地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施するもの。具体的には、放課後や週末等の子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保したり、小学校の余裕教室などを活用して、地域の方の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組を実施する。

2 地域や家庭での健全育成

① 地域リーダーの育成

地域等において青少年健全育成活動の中心となって活動する地域リーダーの育成を進める団体に必要な支援を行うなど、将来、地域でリーダーとして活動できる人材の育成を図ります。

② 青少年健全育成団体等の支援

青少年の健全育成に欠くことができない地域活動を行っている青少年健全育成団体やPTA等の団体を支援します。

③ 子ども相談所事業の推進

子どもの悩みや親の悩みに対し適切な指導助言を行うため、各児童館で実施している子ども相談所事業を推進します。

④ 子ども読書活動の推進^[*参考]【主な施策】

子どもが言葉を学び、表現力を高め、創造力を豊かにし、生きる力を身に付けていくために必要な読書活動を推進します。

⑤ 青少年の野外活動の推進

青少年が野外活動を通じて、人と人との関わり方や自立心・自制心を養うことができるよう、青少年の野外活動を推進します。

⑥ 放課後子どもプランの推進

子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進し、安全・安心な活動拠点をつくるため、総合的な放課後対策として、放課後子どもプラン^[*1]を推進します。

⑦ 子ども・若者の社会的自立の支援の検討

子ども・若者の社会参加の促進やその他の活動を支援することにより、就業し、親の保護から離れ、公共へ参画し、社会の一員として自立した生活を送ることができるような支援策を検討します。

3 児童館の充実

① 児童館の充実【主な施策】

児童館は、障がい児にも利用しやすくするとともに、青少年の活動の拠点的施設として地域に提供できるよう充実を図ります。

第4節 個性を生かす学校教育の充実

課題と基本方針

今後とも、社会の変化は激しさを増していくことが予想され、児童・生徒に生きる力を育むことをめざし、創意工夫を生かした教育活動を推進する必要があります。[*参考]

市内には、公立小学校が12校、公立中学校が6校あり、地域の豊かな自然環境や人材を生かした教育活動を充実させ、各学校の実態に即した特色ある教育を進めています。また、私立の幼稚園が6園、小中学校が各1校あり、それぞれ特色ある学校づくりを進めています。

児童・生徒が生涯を通じて社会の変化に対応していけるよう、基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などを育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実が求められています。このため、教員研修の充実や学校施設を含めた教育環境の計画的な整備の推進などに取り組みます。

戸倉小学校及び小宮小学校は、児童数が大きく減少しているため、教育環境の向上を図る観点から、小規模学校の解消に向けて取組を進めます。

施策の方向

1 教育内容の充実

① 教育基本計画の推進【主な施策】

教育に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、教育基本計画[*2]を推進します。

② 特別支援教育の推進【主な施策】

特別な支援を要する児童・生徒の個々のニーズに対応できる教育環境を整備するとともに、特色ある教育活動の一つとして都立特別支援学校等との交流活動を実施するなど、特別支援教育を推進します。



特別支援学校の児童との交流の様子

用語解説

*参考

広報 教育あきる野「一房のぶどう」

本市の教育全般に関する情報を広く市民に提供するため、広報教育あきる野「一房のぶどう」を年3回発行している。ぶどうは、一粒一粒がしっかりと結びついて一房になっており、これは、本市の教育が多くの人に支えられ、大きな成果を上げていくことと、家庭・学校・地域社会・教育委員会が互いに信頼し合い、協力していることを意味している。



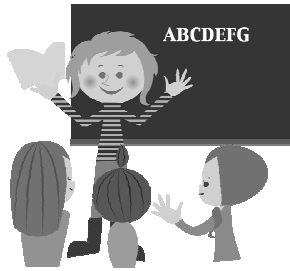
広報 教育あきる野「一房のぶどう」

*2

教育基本計画

あきる野市教育委員会における各施策の今後の基本的な方向性を明らかにするとともに、教育目標である「人が育ち 人が輝く あきる野の教育」を実現するための具体的な施策を示す計画。(平成23年3月策定)

用語解説



*1

AET(Assistant English Teacher)

児童が外国語に触れたり、外国語の生活や文化に触れ親しんだりすることなどを目的に、外国語授業を行う英語指導助手のこと。

*2

学校評価

学校教育法に基づき、小学校や中学校などの教育活動や学校の運営状況の評価を行い、その結果に応じて学校運営の改善を図ることにより、教育水準の向上を図る取組。

*3

学校評議員制度

学校教育法施行規則に基づき、地域住民が学校運営への参画の仕組みとして設置された制度。保護者や地域住民が評議員となり、学校運営に関する意見を得ることができ、学校と地域、家庭の連携の強化が図られる。

*4

小中一貫教育

小学校での教育と中学校での教育の教育課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な教育方式。小学校6年間と中学校3年間の合計9年間で児童生徒の発達段階に応じた計画的な学習指導・生活指導を行うことにより、継続した学習指導や環境の急激な変化の緩和などの効果が期待される。

③ 学力向上対策の推進

基礎的・基本的な学力の定着及び向上を図るとともに、子どもが自ら学び、自ら考える力を伸ばすために、個に応じた多様な教育を推進します。

④ 環境教育の推進

郷土の豊かな自然環境との関わりを通して、自然に親しみを持ち、自然を大切にする心を育むとともに、地球環境の保全について考え、行動できるよう環境教育を推進します。

⑤ 国際理解教育の推進

小学校高学年では、AET (Assistant English Teacher) [*1] 等を活用した外国語の体験活動を積極的に推進するとともに、総合的な学習の時間に位置付けることにより、国際理解教育を推進します。

⑥ 特色ある学校づくりの推進【主な施策】

学校評価 [*2]、学校評議員制度 [*3] 等を活用して学校運営の改善・充実を図るとともに、学習指導要領の趣旨を生かした教育活動の充実を図り、地域の実態に即した特色ある学校づくりを推進します。

⑦ 小中一貫教育の推進

子どもに対する一貫性のある指導を行うため、小学校と中学校の連携を重視した小中一貫教育 [*4] を推進します。

⑧ 幼児教育の振興の支援【主な施策】

国や都の補助制度を活用して保護者の負担軽減を図るなど、幼児教育の振興を支援します。

⑨ 学校図書館の機能の充実

子どもたちの読書活動を推進するため、公共図書館との連携を図りつつ、学校図書館の機能の充実を図ります。



用語解説

*5

部活動外部指導補助員

部活動の運営に当たり、その指導等を行う教諭の指導の下、技術的、専門的な指導助言や補助を行う人。

*6

栗原市

友好姉妹都市の提携を結んでいた旧志波姫町を含む栗原郡の10町村が合併し、平成17年4月1日に誕生した人口約8万2千人(当時)のまち。岩手・秋田両県に接する宮城県の内陸北部に位置し、県内で最大となる約800km²の面積を誇り、その8割近くが森林や原野、田畑で占められた自然と四季のうつろいが大変美しい田園都市。

【参考：友好姉妹都市提携の経緯】

合併前の旧志波姫町とは、明治期の自由民権運動の最中、本市五日市地区の青年たちとともに『五日市憲法草案』を作り上げた千葉卓三郎を絆とする深い関係にあった。相互に産業経済、教育文化、福祉の交流を促進していることから、友好親善の絆を深め、共に誇り高いふるさとを築くために、昭和60年2月11日に友好姉妹都市を提携し、中学生の友好親善事業の実施の他、産業祭への参加などを通じ親睦を深めてきた。五日市町と秋川市が合併したことに伴い、平成8年1月28日にあきる野市と志波姫町は、友好姉妹都市の盟約を新たに之交わり、平成17年4月1日、栗原市の誕生に伴い盟約を結び直した。

この盟約締結に際し、同時に広域的な防災体制を整備するため、災害発生時における相互の援助協力を図る「友好姉妹都市災害時相互応援協定」も取り交わした。

⑩ スポーツ・音楽等部活動の振興

部活動を通じて生徒の社会性の育成や個性の伸張を図り、心身ともに健全な生徒を育成するため、部活動外部指導補助員[*5]を配置するなどの環境を整備し、スポーツ、音楽等の部活動の振興を図ります。

⑪ 英語教育の充実と国際理解教育の推進

英語学習指導等に外国人の助手を起用し、英語教育の充実を図るとともに、国際化の進展に対応した国際理解教育を推進します。

⑫ 友好姉妹都市栗原市の中学生との相互交流の充実

両市の生徒の親睦を図るため、友好姉妹都市栗原市[*6](宮城県)の中学生との相互交流の充実を図ります。

2 教育環境の整備

① 小規模学校の解消に向けた取組

小規模学校である戸倉小学校・小宮小学校の児童の教育環境の向上を図る観点から、小宮小学校を五日市小学校へ統合し、統合後の小宮小学校の施設については、地元自治会等とともに地域の活性化につながる施設としての活用を進めます。また、戸倉小学校については、小規模学校の解消に向けた取組を進めます。

② 情報化社会に対応した教育環境の整備

情報機器の導入やコンピュータ教育を積極的に推進するなど、情報化社会に対応した教育環境の整備を図ります。

③ 校舎等の耐震化の推進【主な施策】

安全な教育環境を確保するため、小・中学校の校舎や体育館の耐震化を推進します。

④ 老朽化施設の計画的な改修の推進【主な施策】

老朽化した小・中学校施設の改修を計画的に推進します。

⑤ 学校保健の充実

各種検診を充実し、児童・生徒の健康保持に努めるとともに、関係者の連携強化により、組織的、計画的に健康づくりに取り組むための推進体制を整備するなど、学校保健の充実を図ります。

用語解説

*1

通学区域

就学校の指定をする際の判断基準として、市教育委員会があらかじめ設定した区域。

*2

指定学校の変更

市教育委員会から指定された就学校が、保護者の意向や子どもの状況等に合致しない場合、保護者の申立により教育委員会が相当と認めるときには、隣接している学区の学校に変更することができる。

*3

区域外就学

一定の手続を経て、関係市町村教育委員会間の協議が整えば、他の市町村等の学校にも就学することができる。

*4

スクールガード・リーダー

学校や通学路等を巡回し、学校や児童、PTAや地域の学校安全ボランティアへの指導、安全に関する学校の取組への助言などを行う、市教育委員会が委嘱した人(警察官OB等)。

⑥ 通学区域のあり方の調査研究

道路の新設や土地区画整理事業等の社会状況の変化に対応するため、長期的な展望に立った通学区域[*1]のあり方を調査・研究します。

⑦ 通学区域の弾力的運用

通学区域については、地域の実情や保護者の意向を考慮しながら、指定学校の変更[*2]や区域外就学[*3]等の弾力的な運用を図ります。

⑧ 子どもの安全確保の推進

学校安全推進会議の開催、スクールガード・リーダー[*4]の配置等を行い、学校安全ボランティアとともに、地域ぐるみで子どもの登下校時等の安全確保を推進します。



学校安全ボランティアの活動の様子

⑨ 学校施設の計画的整備

新しい学習指導要領に対応した施設整備やプール・校庭の整備など、学校施設の計画的な整備を推進します。

⑩ 良好な教育環境の整備

特別教室の冷房化やトイレの洋式化など、良好な教育環境の整備を推進します。

⑪ 学校給食センターのあり方の検討【主な施策】

学校給食センターについては、老朽化が進んでいることから、そのあり方について検討を進めます。

第5節 社会教育推進体制の整備

課題と基本方針

生涯にわたって多様な学習機会を選択して学ぶことができるよう、学習の機会や場を提供するなど、生涯学習・社会教育の充実を図る必要があります。

中央公民館、あきる野ルピア等では、市民団体が活発に諸活動を展開していますが、その活動へ専門的な助言を行える人材の育成が必要となってきました。

図書館については、市民が利用できる図書・資料の増加と専門性の充実を図るため、近隣自治体の図書館等との連携を推進するとともに、電子化された情報への対応や通常の方法では読書が困難な方への対面朗読サービス等により、いつでも・どこでも・誰もが学び、求める情報が活用できる体制の整備を進めます。

また、歴史、文化、自然等に関する郷土資料を収蔵・展示する郷土館や考古館の活用を促進することや文化財の指定、保存・保護が課題となっています。

施策の方向

1 社会教育の拠点整備

① 図書館地区館の整備

老朽化している図書館地区館^{〔*5〕}の耐震化など、施設の整備を図ります。また、これに併せて、障がい者の利便性が向上するよう、バリアフリー化を推進します。

② 生涯学習活動等の支援

生涯学習の推進を図るため、社会教育関係団体が実施する生涯学習活動等を支援します。

③ 専門的な指導・助言

生涯学習・社会教育活動をより計画的・継続的・効果的に行うことができるよう、専門的な指導・助言を行います。

④ 図書館の広域的連携の推進

市民が利用できる図書・資料の増加と専門性の向上を図るため、近隣の市町村図書館、大学図書館等との広域的連携を推進します。

*5

図書館地区館

図書館のうち、中央図書館以外の各地区に設置した図書館の総称。本市では、東部図書館エル、五日市図書館、中央図書館増戸分室の3館がある。



中央図書館

用語解説

***1**
ICタグ化
図書館における様々な業務の効率化を図るため、書籍(資料・AVメディアを含む。)にICタグ(電波を受けて働く小型の電子装置)を貼付けて資料の管理を行うこと。

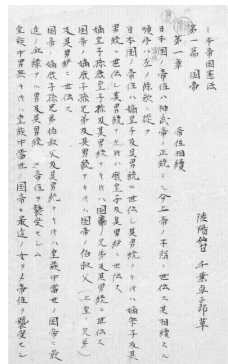
⑤ 図書館の電子情報提供の推進

図書館の利便性を向上させるため、図書資料のICタグ化[*1]を進め、利用者用パソコンの設置やCD-ROM等の電子化された資料の充実を図るとともに、インターネット等を活用した電子情報提供を推進します。

■図書館資料蔵書冊数(平成22年3月31日現在)					[平成21年度事務報告書より]
	中央図書館	東部図書館エル	五日市図書館	増戸分室	計
一般書	145,136	51,042	82,014	49,609	327,801
児童書	64,547	18,931	40,322	31,623	155,423
視聴覚資料	4,020	2,238	4,453	—	10,709

※ 一般書には参考図書、郷土資料を含む。児童書には紙芝居を含む。
※ 視聴覚資料: DVD、CD、ビデオ

***2**
五日市憲法草案
東京都指定有形文化財。明治の自由民権運動期に千葉卓三郎が起草した全文204条からなる私擬憲法草案。当時作られた私擬憲法の中でも条文数が非常に多く、「国民の権利」にその多くの部分が割かれている。



[参考: 千葉卓三郎(下写真)]
嘉永5年(1852年)6月17日、現在の宮城県栗原市志波姫に生まれる。12歳で漢学を学び、17歳の時には戊辰戦争に従軍して敗戦を経験。その後様々な学習遍歴を経て、明治13年(1880年)西多摩郡五日市に逗留し勸能学校に勤務している。深沢名生(なおまる)・権八父子との出会いや、五日市学芸講談会の青年民権家らとの熱心な討論をもとに、五日市憲法草案を起草した。



⑥ 障がい者等への図書館サービスの向上

視覚障がいなどで通常の方法では読書が困難な方や図書館に来館することができない方に対し、対面朗読や録音資料の作成、郵送サービスなどを行い、図書館サービスの向上を図ります。

⑦ 図書館ボランティアの育成

視覚障がい者への音訳、幼児に対する読書導入事業(おはなし会)等、図書館サービスの拡大を図るとともに、その活動の場を提供することにより、図書館ボランティアを育成します。

⑧ 地域・行政資料の充実

市民の調査研究等に資するため、地域・行政資料の充実を図ります。

⑨ 地域資料の電子データ化による情報提供と活用の促進

【主な施策】

寄託された五日市憲法草案[*2]を始めとする地域資料は、電子データ化による情報提供を進め、その活用を促進します。

2 文化財の保護

① 旧市倉家住宅の保存・活用【主な施策】

指定文化財である旧市倉家住宅は、茅のふき替え等の計画的な改修を行い、後世に永く保存するとともに、古民家に関する講座など、生涯学習の場として活用します。

用語解説

*参考

あきる野市の文化財
(ステゴドン・ミエンス)

約500万年から300万年前まで生息していた肩の高さが約3mの大型のゾウ。1978年、旧五日市町の工事現場で化石が発見され、永らく八王子市内の博物館に保管されていたが、平成23年2月14日、本市に寄託された。



ステゴドン・ミエンスの化石のレプリカ
(五日市郷土館収蔵)

② 郷土資料の収蔵施設の充実^{【*参考】}

増大する出土文化財、遺跡調査資料とともに、寄託・寄贈された化石や民具等の郷土資料の適正な保存管理を行うため、収蔵施設の耐震化と設備の充実を図ります。

③ 指定文化財の修復事業等の支援

指定文化財を後世に永く保存するため、市民や民間団体が所有する文化財の修復事業や無形文化財の記録作成、保存伝承事業等を支援します。

④ 郷土資料の管理体制の充実

収蔵・展示資料の迅速な情報提供やインターネットを利用した積極的な情報提供を推進するため、コンピュータによる資料のデータベース化など、郷土資料の管理体制を充実します。

⑤ 収蔵資料の充実

生涯学習や学術資料の充実を図るため、建造物、伝統芸能、伝統技術、自然、景観等の市内に現存する文化的、郷土的な遺産を調査するとともに、映像や書籍として記録保存するなど、収蔵資料の充実を図ります。

⑥ 関連施設との連携の充実

考古館、郷土館、図書館における収蔵図書の情報共有など、関連施設との連携の充実を図ります。

⑦ 文化財の保護と啓発活動の推進

市指定文化財の指定理由などの説明板を整備し、身近な歴史・文化の情報提供をするなど、文化財の保護及び啓発活動を推進します。

⑧ 古文書（^{じかたもんじょ}地方文書）の代替保存等の推進

市民等が保有する^{じかたもんじょ}地方文書^{【*3】}の保存と活用を図るため、整理、解説、目録作成を進めるとともに、代替媒体への記録、保存を推進します。

⑨ 収蔵考古資料の展示公開等の充実

収蔵考古資料の整理と復元を進め、展示公開の充実を図ります。

*3

地方文書（^{じかたもんじょ}じかたもんじょ）

江戸時代、村において行政上の必要性から作成された公的な文書・記録類。庄屋などの村役人が作成したもの。

用語解説



*1

アーティスト・イン・レジデンス事業

国内外で活躍中の版画制作を行う若手芸術家を招へいし、国籍を越えて芸術家が共に創作活動を行う機会(アートスタジオ五日市)を提供し、若手芸術家を発掘・育成するとともに、作品の発表や芸術家と地域住民等との交流を図る。これにより、芸術や異文化についての相互理解を深め、友好親善の促進を図るもので、市教育委員会が主催し、アートスタジオ五日市運営委員会が運営する。



アートスタジオ五日市

第6節 文化・スポーツ・レクリエーションの振興

課題と基本方針

市民が、生涯を通じて文化・スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、活動の機会や場を提供することが求められています。

文化の創造・交流の場としては、秋川キララホールやアートスタジオ五日市などがあります。また、健康づくり・生きがいづくりのためのスポーツ・レクリエーション施設としては、野球場、少年野球場、テニスコート、運動場・球技場、体育館、プールがあり、各施設で活発な活動が行われています。

これらの施設が安全で快適に利用できるよう維持管理を充実させるとともに、各種教室・大会等の開催などによる活動の促進、あるいは指導者の育成や体制整備を進め、市民活動の活性化を図ります。さらに、平成25年には、スポーツ祭東京2013(東京多摩国体)が開催され、本市ではソフトボール競技(少年女子)、自転車競技(ロードレース)及び馬術競技が行われるため、競技場の整備とともに大会運営に取り組みます。

また、様々な郷土学習ニーズに応えるため、市内に数多く存在する貴重な文化財の研究、保管、展示などを行います。

施策の方向

1 芸術文化の振興

① 常設展示や企画展示の充実

五日市郷土館と二宮考古館では、定期的に展示内容を変更するなど、常設展示を充実するとともに、歴史、民俗、自然等の企画展示を充実します。

② 文化、レクリエーション活動の拠点施設の充実

生涯を通じた文化、レクリエーション活動を支援するため、その拠点施設である社会教育施設の充実を図ります。

③ 若手芸術家の育成や市民との芸術交流の促進

アーティスト・イン・レジデンス事業[*1]の実施により、若手芸術家の育成や市民との芸術交流を促進します。

④ 公民館事業の充実

公民館[*参考]では、音楽、絵画、舞踊等の芸術鑑賞の機会や芸術文化の学習機会の提供、家庭教育学級・寿大学などの主催事業の充実を図るとともに、何かを学びたい、活動したい人に対する仲間づくりの支援や市民による各種サークル活動の支援を行います。

⑤ 秋川キララホールの利用促進

秋川キララホール[*参考]は、市民要望や施設の特徴を活かした主催事業を開催するとともに、あきる野らしい芸術文化活動に取り組み、積極的に発信をします。また、利便性の向上と利用の拡大を図り、子どもから高齢者まで日頃練習している音楽、演劇等の成果を発表する場として利用促進を図ります。

2 郷土学習の振興

① 郷土学習の場の充実

歴史・民俗・習慣・生活・自然など、幅広い分野の様々なテーマで、講習会、講演会、見学会、展示会などを開催し、郷土学習の場の充実を図ります。

② 郷土資料の充実

歴史・民俗・自然など、様々な郷土学習ニーズに対応する調査研究を推進し、その成果を生涯学習の資料や学校教育の副読本に活かすとともに、研究発表等により発信するなど、地域の貴重な資源の活用と身近で利用しやすい郷土資料の充実を図ります。

用語解説

* 参考

中央公民館の利用状況

年度	件数	人数
H17	4,431	78,483
H18	4,904	81,128
H19	5,098	84,018
H20	4,938	80,907
H21	4,968	84,069



中央公民館

* 参考

秋川キララホールの利用状況

年度	使用件数	入場者数
H17	223	78,097
H18	224	65,330
H19	228	63,355
H20	239	63,530
H21	256	65,187



秋川キララホール

用語解説

*1

スポーツ振興基本計画

スポーツ振興法に基づき、本市におけるスポーツ振興策の基本的な方向性と取組を定める計画。(平成23年度策定予定)

*2

ニュースポーツ

既存のスポーツをアレンジしたものや組み合わせたもの、またオリジナル発想で生み出された新たなスポーツの総称(インディアカ、グラウンドゴルフ、スポーツチャンバラ、ティーボール、ペタンク、ミニテニスなど)。

*3

総合型地域スポーツクラブ「アスポルト」

総合型地域スポーツクラブは、日本における生涯スポーツ社会の実現を掲げて、平成7年から文部科学省が実施しているスポーツ振興施策の1つ。幅広い世代の人が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブ。文科省のスポーツ振興基本計画では、「全国各市町村に少なくとも1つおく。」としており、本市では、平成22年3月に「アスポルト」が設立された。

3 スポーツの振興

① スポーツ振興基本計画の策定

スポーツ振興施策を体系的かつ計画的に推進するため、スポーツ振興基本計画[*1]を策定します。

② スポーツ祭東京2013（東京多摩国体）の開催

平成25年に開催されるスポーツ祭東京2013（東京多摩国体）を成功させるため、ソフトボール競技（少年女子）、自転車競技（ロードレース）及び馬術競技を開催するとともに、全国から訪れる選手団、応援団等を市全体で迎える機運を醸成し、円滑な大会運営を進めます。

③ 体育館設備の充実

最新の体育機器を導入するなど、体育館の設備の充実を図ります。

④ 多様なスポーツ教室の開催

親子で楽しむスポーツ教室、高齢者向きスポーツ教室、ニュースポーツ[*2]の普及など、多様なスポーツ教室を開催します。

⑤ 各種スポーツ活動組織の育成

スポーツフェスティバルや団体懇談会の開催など、活動の場を提供することにより、あきる野市体育協会や総合型地域スポーツクラブ「アスポルト」[*3]を始めとする各種スポーツ活動組織の育成を図ります。

⑥ 屋外体育施設の整備

屋外体育施設は、老朽化した設備の改修を行うとともに、市民の要望に沿った整備を推進します。